

# 平成30年度「手づくり郷土賞」応募要領

国土交通省

## 1. 「手づくり郷土賞」とは

日本の各地で、地域特有の自然や歴史、伝統、文化や地場産業等を貴重な地域資源として見直し積極的に利活用した、魅力ある地域づくりの事例が数多く生まれてきています。

「手づくり郷土賞」は、このような地域活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で个性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成30年度で33回目の開催となる国土交通大臣表彰です。

## 2. 応募について

### 1) 応募者の資格

地域の社会資本\*を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体で、または社会資本を管理する地方公共団体（都道府県、市区町村）と共同で応募するものとします。なお、社会資本を管理する地方公共団体については、複数での応募が可能です。

\* 原則として国土交通省が所管する社会資本で、地方公共団体等が整備・管理するものも含まれます。

### 2) 表彰部門

手づくり郷土賞は、以下の2部門について、募集を行います。

#### ①手づくり郷土賞（一般部門）

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本およびそれと関わりのある地域活動が一体となった成果（以下、単に「成果」という）を対象とします。

#### ②手づくり郷土賞（大賞部門）

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果を対象とします。

さらに、受賞団体の中から、2. 6) 記載の発表会にて各部門のグランプリを選出します。

### 3) 募集期間

平成30年6月1日（金）～8月20日（月） ※消印有効

#### 4) 応募方法（提出物・提出先）

応募用紙記載要領に記載のある応募資料（応募用紙及び参考資料）を、3）募集期間内にお近くの各地方整備局等（「5. 問い合わせ先」参照）に提出してください。

応募用紙については、国土交通省ホームページ上に掲載してあります。ダウンロードして、ご活用ください。

URL : [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/what\\_furusato/what\\_furusato.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/what_furusato/what_furusato.html)

#### 5) 応募対象外となるもの

次の事項に該当する場合には、手づくり郷土賞の応募対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 社会資本の整備、維持管理、利活用等と関わりが認められない活動
- ② 行政機関の主導のみで推進され、地域活動としての自立性が乏しい活動
- ③ 活動期間が概ね3年未満の活動（※活動期間は、組織の立ち上げや会議開催等ではなく、成果に直結する実質的な活動開始時点からカウント）
- ④ 地域社会、地域住民への貢献が認められない活動
- ⑤ 今回の応募内容で、全国規模で行われている同様趣旨の他の表彰を、過去に受けているもの（内容の発展が認められれば可）

#### 6) 発表会（交流会）

受賞団体決定後、東京都内において、受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会（交流会）を下記のスケジュールで予定しております。発表会では受賞団体のなかから各部門のグランプリを選出します。会場までの交通費等は1団体につき2名様分までご用意する予定です。詳細につきましては、改めて受賞団体へお知らせいたします。

#### 7) 今後のスケジュール（予定）

募集開始 (平成30年 6月 1日)

募集締め切り (平成30年 8月20日)

※応募資料は、各地方整備局等および国土交通本省にて、応募要件のチェックを行います。

応募の対象とならないものがあつた場合、その旨を応募団体へ通知いたします。

選定委員会による選定 (平成30年10月～11月)

選定結果の公表 (平成30年11月～12月)

発表会（交流会） (平成30年12月～平成31年 1月)

認定証授与式 (平成31年 1月～)

### 3. 選定について

#### 1) 選定方法

一般部門及び大賞部門は、応募資料をもとに、学識者等からなる「手づくり郷土賞」選定委員会による厳正な審査をした上、選定します。各部門のグランプリは、発表会での活動当事者によるプレゼンテーション等を踏まえて選出します。

## 2) 選定対象

次の要件を満たすものが「手づくり郷土賞」として選定されます。

### 【手づくり郷土賞（一般部門）】

次の①及び②の要件を満たし、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰します。

- ① 社会資本について、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた創意・工夫のもと、整備（特に地域活動を誘発している整備）・維持管理・利活用等されていること。

（例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
- ・点在する自然・歴史・文化空間をネットワーク化した、回遊ルートが形成されている。
- ・地域の歴史文化を継承する場として、街並みが保全・利活用されている。
- ・世代間の交流を促進するよう、使い勝手を考慮した工夫が凝らされている。
- ・社会資本自身が地域資源として定着し利活用されている。
- ・地域のシンボルとなる施設や歴史・文化・特産物などを核とした賑わい創出が地域活動により図られている。 など）

- ② 地域活動について、社会資本を有効活用し、地域の魅力の向上のための創意・工夫が行われており、公益性を有すること。

（例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・コミュニティの育成、交流空間を創造している。
- ・郷土愛の醸成、環境や景観の次世代への継承を目指している。
- ・身近な社会基盤を見つめ直し、活かし、豊かな暮らしにつなげている。
- ・地域づくりの起爆剤になっている。住民と行政の連携を促している。
- ・計画的な事業実施のための資金獲得の工夫が行われ、住民が主体となって関係者を巻き込んだ活動となっている。 など）

### 【手づくり郷土賞（大賞部門）】

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果のうち、「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、継続的に魅力ある地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰します。

（例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・地域づくりの成功事例の継続的な展開・進展により、新たな好事例を生んでいる。
- ・地域資源の地道な継承活動や新たな試みの付加により、地域の魅力が観光資源として認められ定着している。
- ・整備をきっかけに生まれた住民の交流が、住民主体によるまちづくりの気運を高め、行政協働のまちづくりに発展している。
- ・地域づくり活動が新たな産業を創出するなど地域振興に寄与している。 など）

### 3) 選定のポイント

審査を行う上での選定のポイントは以下のとおりです。

- ① 社会資本の整備・維持管理・利活用にあたっての創意・工夫  
(地域特性を踏まえた整備・維持管理上の工夫、地域資源としての活用・育成 等)
- ② 地域活動における創意・工夫、取組の独創性  
(新しい発想、住民自ら考え工夫を凝らした取組 等)
- ③ 地域づくりへの成果及び波及効果  
(地域への思いに富んだ取組、地域づくりの枠を越えた効果 等)
- ④ 今後の活動の継続性・発展性  
(住民が長く活動が続けられる仕組み、周囲を広く巻き込む工夫 等)
- ⑤ 他の参考となるような先進性・先導性
- ⑥ その他(上記以外の特に優れた内容)

上記に加え、大賞部門においては以下のポイントも重視します。

- ⑦ 社会資本の地域への定着状況  
(地域のシンボルとして広く認識されている、多くの地域住民が日常的に利用している 等)
- ⑧ 活動の継続状況  
(規模を広げながら着実に継続している 等)
- ⑨ 活動の発展状況  
(新たな取組を創出している、他地域へ波及している 等)

### 4) 選定結果の公表等

選定結果の公表は、平成30年11月頃を予定しており、国土交通省及び各地方整備局等のホームページ等で公表します。なお、選定された成果に対しては、各地方整備局等を通じて認定証の授与を応募団体に対して行う予定です。

また、選定された成果は、好事例としてホームページなどを通じて広く全国に紹介する予定です。

## **4. その他応募にあたっての留意事項**

○応募資料提出後、担当窓口等から内容について問い合わせを行う場合がございます。

○応募資料は原則返却いたしません。返却が必要な資料については、その旨明記下さい。

○添付する写真について

- ・写真は評価の上で非常に重要な判断材料となります。応募資料に写真を添付される場合には、写真貼付箇所に強調したい点のコメントを載せて下さい。その際、「手づくり郷土賞」の趣旨に鑑み、なるべく無人の写真ではなく社会資本の利活用状況や工夫が分かる写真を添付して下さい。
- ・写真の内容については、第三者の肖像権、プライバシー等を侵害することのないよう十分

ご注意ください。また、選定された場合は、受賞団体の公表時や、冊子、ホームページ等の受賞団体紹介等で使用する場合があります。事前にご了承願います。

## 5. 問い合わせ先（担当窓口）

### 1) 問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 施策分析評価係

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 TEL：06-6942-1141

### 2) 提出先

別紙「近畿地方整備局の各事務所担当窓口」へ提出をお願いいたします。

※別紙「近畿地方整備局の各事務所担当窓口」に記載のある窓口であれば、どちらの窓口でも、資料の提出をお受けすることが出来ます。（最寄りの事務所をご活用下さい）

以上

「手づくり郷土賞」応募資料の提出先(近畿地方整備局の各事務所担当窓口)

【別紙】

事務所名等	担当者		住所	TEL	FAX
近畿地方整備局 福井河川国道事務所	副所長(河川) 副所長(道路) 河川管理第一課長 事業対策官	田村 友秀 寺井 和治 山本 一浩 宮井 達也	〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7	0776-35-2661 (内線204,205, 331,207)	0776-35-6979
近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所	副所長 調査設計課長	今中 静太郎 横山 英樹	〒918-8239 福井県福井市成和1-2111(ボラリスビル)	0776-27-0642 (内線204,351)	0776-27-1355
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	副所長(河川) 副所長(道路) 調査課長	小谷 敏文 谷口 昭一 北川 真一	〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1	077-546-0844 (内線204、205、 351)	077-546-5759
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	工務課長	神後 雅文	〒520-2144 滋賀県大津市大萱1-19-32	077-545-5675 (内線311)	077-543-5340
近畿地方整備局 滋賀国道事務所	副所長	中島 廣長 石鍋 一文	〒520-0803 滋賀県大津市竜ヶ丘4-5	077-523-1741 (内線204,205)	077-524-1681
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	副所長(河川) 副所長(道路) 調査課長 計画課長	小長谷 健 大坪 裕 安部 雅宏 大枝 千晋	〒620-0875 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	0773-22-5104 (内線204,205, 351,261)	0773-22-9384
近畿地方整備局 京都国道事務所	副所長 計画課長	川上 卓也 永見 晃之	〒600-8234 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る南 不動堂町808	075-351-3300 (内線204,261)	075-351-3442
近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所	副所長 工務課長	三村 正樹 松岡 潤二	〒624-0946 京都府舞鶴市下福井910	0773-75-0844 (内線12,20)	0773-78-2010
近畿地方整備局 淀川河川事務所	副所長 調査課長	丸丸 潤 森田 一彦	〒573-1191 大阪府枚方市新町2-2-10	072-843-2861 (内線206,351)	072-844-5461
近畿地方整備局 猪名川河川事務所	副所長	幅岸 修一	〒563-0027 大阪府池田市上池田2-2-39	072-751-1111 (内線204)	072-753-8472
近畿地方整備局 大和川河川事務所	事業対策官 調査課長	田辺 弘道 北垣 啓文	〒583-0001 大阪府藤井寺市川北3-8-33	072-971-1381 (内線208,351)	0729-73-3967
近畿地方整備局 大阪国道事務所	副所長 地域調整課長	横井 耕二 滋野 勝稔	〒536-0004 大阪府大阪市城東区今福西2-12-35	06-6932-1421 (内線205,461)	06-6932-1430
近畿地方整備局 浪速国道事務所	副所長 計画課長	高橋 雅樹 田崎 祥二	〒573-0094 大阪府枚方市南中振3-2-3	072-833-0261 (内線205,451)	072-833-0285
近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所	副所長 企画調整課長	河崎 和文 中川 雅史	〒552-0007 大阪市港区弁天1-2-1 大阪ベイタワーオフィ ス15階	06-6574-8561 (内線13,21)	06-6577-2265
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	副所長(河川) 副所長(道路) 調査課長	西村 信彦 尾下 嘉春 前羽 利治	〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250	0792-82-8211 (内線204,205, 351)	079-282-8663
近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所	副所長(河川) 副所長(道路)	深澤 洋二 南 知之	〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町10-3	0796-22-3126 (内線204,205)	0796-23-4114
近畿地方整備局 六甲砂防事務所	副所長 調査課長	岸本 健司 白髭 一磨	〒658-0052 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-15	078-851-0535 (内線204,351)	078-851-0828
近畿地方整備局 兵庫国道事務所	副所長 計画課長	村田 直機 森田 啓司	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	078-334-1600 (内線205,261)	078-334-1611
近畿地方整備局 紀伊山系砂防事務所	副所長 工務課長	森東 哲郎 菅原 寛明	〒637-0002 奈良県五條市三在町1681	0747-25-3111 (内線204,311)	0747-25-3276
近畿地方整備局 神戸港湾事務所	副所長 企画調整課長	柴田 悟 谷上 健二	〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30	078-331-6701 (内線300,332)	078-325-5332
近畿地方整備局 奈良国道事務所	副所長 計画課長	田中 克己 大嶋 悦彦	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3-5-11	0742-33-1391 (内線205,261)	0742-34-3453
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	副所長 計画課長	西野 直均 三好 智弘	〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16	073-424-2471 (内線205,261)	073-424-2471
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所	副所長 工務第二課長	岡本 泰尚 中村 恭介	〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142	0739-22-4564 (内線205,451)	0739-26-3991
近畿地方整備局 和歌山港湾事務所	副所長 企画調整課長	宮部 幸広 松下 清幸	〒640-8404 和歌山県和歌山市湊薬種畑の坪1334	073-422-8186 (内線211,280)	073-435-2089
近畿地方整備局 木津川上流河川事務所	副所長 調査課長	北方 泰憲 大岩 仁志	〒518-0723 三重県名張市木屋町812-1	0595-63-1611 (内線204,351)	0595-64-5040
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所	管理課長	森 明宏	〒912-0021 福井県大野市中野29-28	0779-66-5300 (内線331)	0779-66-5304
近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	副所長 管理課長	沢村 滋男 加藤 貴久	〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町10-1	072-856-3131 (内線204,331)	072-866-0299
近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所	管理課長	榊 善和	〒637-0002 奈良県五條市三在町1681	0747-25-3013 (内線331)	0747-25-4403
近畿地方整備局 近畿技術事務所	副所長 防災・技術課長	阿茂瀬 浩 尾無 雅実	〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11-1	072-856-1941 (内線204、311)	072-868-5604
近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所	副所長 調査課長	河崎 尚弘 中野 和之	〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30	078-331-0057 (内線611,630)	078-391-5680
近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所	調査設計課長	有村 良一	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同 庁舎7階	078-392-2992 (内線451)	078-392-2995
近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所	調査設計課長	古木 治郎	〒634-0144 奈良県高市郡明日香村大字平田538	0744-54-2662 (内線451)	0744-54-2772
近畿地方整備局 京都営繕事務所	技術課長	佐藤 秀樹	〒606-8395 京都府京都市左京区丸太町通川端東入東丸 太町34-12 京都第2地方合同庁舎	075-752-0505 (内線6631)	075-752-0609